

令和5年3月30日 環循総発第2303309号
改正 令和6年3月29日 環循総発第24032914号
改正 令和7年3月31日 環循総発第25033125号
改正 令和8年3月18日 環循資発第2603183号

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素型循環経済システム構築促進事業） 実施要領

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素型循環経済システム構築促進事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、プラスチックや金属資源・再エネ関連製品及びベース素材等の資源循環システムを構築し、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、化石由来資源を代替する省CO₂型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換及び社会実装化又はプラスチック等のリサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築及び省CO₂化を行う事業、金属資源・再エネ関連製品及びベース素材におけるカーボンニュートラル、国内資源循環に向けたリサイクルの全体最適化のための動静脈連携スキーム構築実証に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

（2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

オ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

カ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

（３）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第１第５欄に掲げる方法により算出するものとする。

（４）補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営

ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 上記に関する付帯業務

（５）交付規程の内容

① 交付要綱第１４条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第４条から第１３条、第１８条及び第１９条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。

② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第１６条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

（６）間接補助金交付先の採択等

① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議の上、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。

② 補助事業者は、①の審査基準に基づき、必要に応じて委員会に諮った上で、間接補助金交付先の採択を行う。

③ 間接補助金交付先の採択は、環境省環境再生・資源循環局長と協議の上、行うものとする。

④ 補助事業者は、②及び③に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更（軽微な変更である場合を除く）が生じた場合は、①、②及び③に準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

（７）間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助

事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に対して指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(11) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省環境再生・資源循環局長に協議することができる。

(12) 複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、2年目以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間、毎年度、当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果に係る事業報告書を大臣又は大臣が指定する者に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。また、間接補助事業が3月30日以前に完了した場合は、間接補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 間接補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第十一号イ、ウ、エ及びオに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による規定は、令和5年度予算に係る補助金から適用し、令和4年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 令和4年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業から継続実施する間接補助事業については、第3の(6)①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、令和4年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業の補助事業者が環境省環境再生・資源循環局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

附 則

- 1 この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和6年度予算に係る補助金から適用し、令和5年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 前年度から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の(6)①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、前年度の補助事業者が環境省環境再生・資源循環局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

附 則

- 1 この実施要領は、令和7年3月31日から施行する。

- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和7年度予算に係る補助金から適用し、令和6年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 前年度から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の（6）①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、前年度の補助事業者が環境省環境再生・資源循環局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

附 則

- 1 この実施要領は、令和8年3月18日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和8年度予算に係る補助金から適用し、令和7年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 前年度から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の（6）①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、前年度の補助事業者が環境省環境再生・資源循環局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
脱炭素型循環経済システム構築促進事業	(1)化石由来資源を代替する省CO2型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換及び社会実装化又はプラスチック等のリサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築及び省CO2化を行う事業	事業を行うために必要な設備費、業務費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1)～(2)の事業 ①中小企業基本法第2条第1項に

	(2) 国内資源循環体制構築に向けた金属資源・再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業			規定する中小企業者に設備を補助する場合は1／2。 ②①で規定する者以外に設備を補助する場合は1／3。 ただし、前年度予算事業より継続する複数年事業者については、前年度交付額の算定方法による補助率を適用する。
--	--	--	--	--

別表第 2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

別紙様式

番 号
年 月 日

環境省環境再生・資源循環局長 殿

住 所
氏 名 又 は 名 称
代表者の役職・氏名

令和 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(脱炭素型循環経済システム構築促進事業)に係る
翌年度における間接補助事業について

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素型循環経済システム構築促進事業)について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、脱炭素型循環経済システム構築促進事業実施要領第3(11)の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

1. 間接補助事業の概要

- (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
- (2) 間接補助事業の名称
- (3) 間接補助事業の概要
- (4) 翌年度における間接補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始する必要性

3. 参考資料